

常総市監査委員告示第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成24年2月27日に提出された常総市職員措置請求（平成24年第1号住民監査請求）の監査結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

平成24年4月25日

常総市監査委員 北 村 栄 子

常総市監査委員 風 野 芳 之

## 常総市職員措置請求の監査結果

### 第1 請求（平成24年第1号住民監査請求）の受付

#### 1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

職業 (省略)

#### 2 請求書の提出

請求書は、平成24年2月27日に提出され、同日受け付けた。

#### 3 措置請求の要旨

- (イ) 常総市は、地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会（以下、「期成同盟会」という。）の平成19年度定期総会に出席した企画総務部長A及び企画課長補佐Bに対し、各々1,686円及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (ロ) 常総市は、平成19年度に実施した定期総会時経費について、期成同盟会に対して7,481円及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (ハ) 監査委員が措置請求の要旨（イ）を認めないときは、常総市は期成同盟会に対して、294円及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (ニ) 常総市は、平成19年度幹事会に常総市から出席した職員を特定し請求額を確定して、これに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員をその職員本人に請求せよ。
- (ホ) 常総市は、平成19年度幹事会の出席者人数から措置請求の要旨（ニ）を除き、請求額を確定して、これに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を期成同盟会に請求せよ。
- (ヘ) 監査委員が措置請求の要旨（ニ）を認めないときは、常総市は期成同盟会に対して、出席人数から請求額を確定し、これに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (ト) 常総市は、平成19年度の市長当選の祝電について、期成同盟会に対して78円及びこれに対する平成19年4月26日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (チ) 常総市は、平成19年度に実施した茨城県知事要望に出席した企画総務部長A（市長代理）及び企画課主事Cに対し、各々3,350円及びこれに対する平成20年2月20日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (リ) 常総市は、平成19年度に実施した茨城県知事への要望活動に支出した費用について、期成同盟会に対して8,966円及びこれに対する平成20年2月20日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (ヌ) 監査委員が措置請求の要旨（チ）を認めないときは、常総市は期成同盟会に対して583円及びこれに対する平成20年2月20日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

- (ル) 常総市は、平成19年度に実施した埼玉県知事への要望活動に支出した費用について、期成同盟会に対して13,275円及びこれに対する平成19年1月6日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- (ヲ) 常総市は、平成19年度に実施した千葉県知事への要望活動に支出した費用について、期成同盟会に対して5,786円及びこれに対する平成19年1月16日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

#### 4 措置請求の要旨に関する請求人の主張

##### (1) 措置請求の要旨(イ)について

###### ①措置請求の考え方

常総市が加盟している期成同盟会は、平成19年度において構成11市町から合計92万円の負担金収入があった。常総市の負担金が8万円であることから、常総市の負担割合は8.7%である。

また、常総市は、平成17年12月28日に常総市補助金等交付規則の第3条第2項において、「補助事業者等は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を遂行するよう努めなければならない。」と定めている。さらに、常総市は、「元気のみなもと補助金～運用について～」の補助対象外経費として「④飲食費 事業と密接に関わるもの、作業時における飲物代を除く」と定めている。つまり、補助金、すなわち公金を使って飲食することは原則として認めないが、作業時における飲物代は120円程度のペットボトルの飲物であれば認めるというのが常総市の考え方である。

負担金も、市民が納めた税金が原資となっており公金であり、補助金と同じであることから、飲食に使えるということにはならない。また、負担金の支出先に対してもこれはあてはまることがある。

以上のことから、期成同盟会における飲食費については、弁当代は個人支出とし、お茶は120円が限度である。

###### ②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、平成19年度の期成同盟会の定期総会に出席した企画総務部長と企画課長補佐に対し、各々総会時の弁当代(1,575円)とペット茶代(231円)から120円を差し引いた差額分の合計額(1,686円)及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

##### (2) 措置請求の要旨(ロ)について

###### ①措置請求の考え方

前述の(1)措置請求の要旨(イ)についての①措置請求の考え方のとおりである。

###### ②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、期成同盟会に対し、平成19年の期成同盟会の定期総会時の経費のうち、措置請求の要旨(イ)を除いた分(85,986円)に常総市の負担割合8.7%を乗じた額(7,481円)及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(3) 措置請求の要旨(ハ)について

①措置請求の考え方

前述の(1)措置請求の要旨(イ)についての①措置請求の考え方のとおりである。

②措置請求先及び請求額の計算

措置請求の要旨(イ)が認められない場合、常総市は、期成同盟会に対し、平成19年度の期成同盟会の定期総会に出席した企画総務部長と企画課長補佐の弁当代(1,575円)とペット茶代(231円)から120円を差し引いた差額分の合計額(3,372円)に常総市の負担割合8.7%を乗じた額(294円)及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(4) 措置請求の要旨(ニ)について

①措置請求の考え方

前述の(1)措置請求の要旨(イ)についての①措置請求の考え方のとおりである。

②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、平成19年度の期成同盟会の幹事会に出席した常総市の職員に対し、幹事会時のアイスコーヒ一代(250円)から120円を差し引いた差額分の合計額及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(5) 措置請求の要旨(ホ)について

①措置請求の考え方

前述の(1)措置請求の要旨(イ)についての①措置請求の考え方のとおりである。

②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、期成同盟会に対し、平成19年の期成同盟会の幹事会時の経費の不正支出分のうち、措置請求の要旨(ニ)を除いた分に常総市の負担割合8.7%を乗じた額及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(6) 措置請求の要旨(ヘ)について

①措置請求の考え方

前述の(1)措置請求の要旨(イ)についての①措置請求の考え方のとおりである。

②措置請求先及び請求額の計算

措置請求の要旨(ニ)が認められない場合、常総市は、期成同盟会に対し、平成19年度の期成同盟会の幹事会に出席した常総市の職員のアイスコーヒ一代(250円)から120円を差し引いた差額分の合計額に常総市の負担割合8.7%を乗じた額及びこれに対する平成19年7月19日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(7) 措置請求の要旨(ト)について

①措置請求の考え方

期成同盟会が、常総市長の当選に対する祝電を出すことは「まったく必要のない支出」であり、不要なものである。

②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、期成同盟会に対し、常総市長の当選の祝電のレタックス料金90円に常総市の負担割合8.7%を乗じた額（78円）及びこれに対する平成19年4月26日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求しなければならない。

(8) 措置請求の要旨（チ）について

①措置請求の考え方

前述の（1）措置請求の要旨（イ）についての①措置請求の考え方のとおりである。

さらに、常総市の補助金・負担金に対する考え方によれば、ホテルでの会食は想定されていないと考えるのが妥当であることから、全額返還請求する。

②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、平成19年度に実施された茨城県知事要望時に出席した常総市企画総務部長と企画課主事に対し、各々弁当代（2,625円）とコーヒー代（420円）の合計額にサービス料（10%）を乗じた額（3,350円）及びこれに対する平成20年2月20日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(9) 措置請求の要旨（リ）について

①措置請求の考え方

前述の（8）措置請求の要旨（チ）についての①措置請求の考え方のとおりである。

②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、期成同盟会に対し、平成19年度に実施された茨城県知事要望時経費のうち、措置請求の要旨（チ）を除いた分（103,056円）に常総市の負担割合8.7%を乗じた額（8,966円）及びこれに対する平成20年2月20日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(10) 措置請求の要旨（ヌ）について

①措置請求の考え方

前述の（8）措置請求の要旨（チ）についての①措置請求の考え方のとおりである。

②措置請求先及び請求額の計算

措置請求の要旨（チ）が認められない場合、常総市は、期成同盟会に対し、平成19年度に実施された茨城県知事要望時に出席した常総市職員の飲食代（6,700円）に常総市の負担割合8.7%を乗じた額（583円）及びこれに対する平成20年2月20日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(11) 措置請求の要旨（ル）について

①措置請求の考え方

前述の（8）措置請求の要旨（チ）についての①措置請求の考え方のとおりである。

②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、期成同盟会に対し、平成19年度に実施された埼玉県知事要望時経費の不正支出分（152,591円）に常総市の負担割合8.7%を乗じた額（13,275円）及びこれに対する平成19年12月6日の支出日から支払

い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(12) 措置請求の要旨（ヲ）について

①措置請求の考え方

前述の（8）措置請求の要旨（チ）についての①措置請求の考え方のとおりである。

②措置請求先及び請求額の計算

常総市は、期成同盟会に対し、平成19年度に実施された千葉県知事要望時経費の不正支出分（66,500円）に常総市の負担割合8.7%を乗じた額（5,786円）及びこれに対する平成19年11月16日の支出日から支払い済みまで年5分の割合による金員を常総市に返還させなければならない。

(13) 陳述による主張

なお、請求人より、陳述において次のような主張があった。

常総市で実施している行政評価（事業評価）において、「期成同盟会」事業は、8 今後の方向性の項目で、パブリックコメント前の評価は「休止・廃止」とされており、パブリックコメント後の最終評価では「改善」とされている。

また、所属長は、7 評価に関する意見の項目で、パブリックコメント前、後ともに、「実現性の薄い同盟会でありいずれ脱退したい意向である。」としている。さらに、パブリックコメント後の9 市民及び行政改革懇談会からの意見の項目では「評価シートにもあるように、実現性・当市への影響とともに低いので休止・廃止の方向性で良いと考える。」となっている。

行政改革推進本部会議で最終確定したものではあるが、行政評価書の内容に一貫性が無く、本事業が今後も継続していくに値する事業なのかどうか、監査を実施して頂く必要があると考える。職員、しかも所属長も否定的な意見の本事業、市民も否定的な本事業を、漫然と続けていること自体、不適切な支出である。

## 5 請求の要件審査

本件措置請求の要旨（イ）から（ヲ）については、不適法と認めるので、却下する。

ただし、常総市が期成同盟会に対して支出した地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金が、違法若しくは不当な公金の支出に該当するかを対象事項とする。

理由は下記のとおりである。

### 理由

住民監査請求においては、地方自治法第242条第1項により、「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と定めている。

よって、地方公共団体が行う違法若しくは不当な公金の支出が住民監査請求の対象になっていることから、あくまで地方公共団体が直接的に行ったものでないと住民監査請求の対象にならないといえる。

これを本件について見るに、請求人の請求内容は、請求書の2.2 請求対象で述べているように期成同盟会による収支についてである。期成同盟会は、昭和59年1月18日、地下鉄8号線の建設促進並びに誘致を目的として、当時7市町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町、吉川町、野田市）の市町長及び市町議会の長の構成で設立され、平成19年度においては11市町（草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町、野田市、下妻市、常総市、つくば市、坂東市、八千代町）の市町長及び市町議会の長で構成される任意の団体である。つまり、期成同盟会は、常総市とは別個の団体であり、常総市の機関ではない。よって、期成同盟会の運営経費は、常総市とは別個の団体の金であり、常総市の公金の範疇には入らないと判断する。

ただし、市の外郭団体に対する負担金に関しては、地方公共団体が支出した金であることから、公金であり、その行為に関しては住民監査請求の対象になると判断する。

以上のことから、措置請求の要旨（イ）から（ヲ）については、請求の要件を欠くため不適法と認め却下とし、今回の監査の対象とするのは、常総市における期成同盟会に対する地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金の支出に関するものとする。

## 第2 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年3月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、同日請求人から本件に係わる新たな証拠4件が提出された。

### 2 監査対象部課

企画部企画課  
会計課

### 3 監査の方法

監査に当たっては、対象部課及びその他関係する課から提出された関係書類の調査を行うとともに、平成24年3月22日に企画課長及び企画課長補佐から関係職員調査を行った。

### 4 監査の期間

平成24年3月1日から平成24年4月25日まで

## 第3 事実関係の確認

関係書類調査及び関係職員調査により確認した事項は、次のとおりである。

### 1 期成同盟会について

#### （1）期成同盟会の目的、事業等について

①設立、目的等について

期成同盟会は、昭和59年1月18日に設立され、同日「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会規約」(以下、「規約」という。)が施行された。規約の第2条(目的)に、「本会は、関係地域の調和のとれた発展を推進し、生活環境と利便性の向上を図るため、地下鉄の建設促進並びに誘致を早期に実現させることを目的とする。」と定めている。

#### ②年間の事業について

規約の第3条(事業)に、「本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(1) 地下鉄の建設促進並びに誘致の早期実現に関する運動(2) 目的の達成を図るための調査及び研究(3) その他目的達成に必要な事業」と定めている。

平成19年は、5月に幹事会、7月に定期総会、8月に関東運輸局企画観光部長8号線延伸ルート視察、11月に千葉県知事に対する要望活動と埼玉県知事に対する要望活動、12月に東京・筑波直結鉄道建設・誘致促進大会千葉ブロック大会の共催、翌年2月に国土交通大臣等に対する要望活動と茨城県知事に対する要望活動及び東京・筑波直結鉄道建設・誘致促進大会総決起大会の共催を行っている。

#### ③組織について

規約の第4条(構成)に、「本会は、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町、野田市、下妻市、常総市、坂東市及び八千代町をもって構成する。2会員は、市町長及び市町議会の長とする。」と定めている。

なお、設立時の構成市町は、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町、吉川町、野田市の7市町であり、同年12月に岩井市、豊里町、筑波町、大穂町、石下町、猿島町が加入、昭和62年に関宿町が加入、平成9年に下妻市、八千代町、千代川村が加入し、平成12年に三郷市が退会し、平成23年につくば市が退会した。その間の市町村の合併により現在の構成になっている。

#### ④役員について

規約の第5条(役員)に、「本会に次の役員を置く。会長1名 副会長3名 理事若干名 監事2名 2 会長、副会長、理事及び監事は総会によって定める。」と定めている。

平成19年度の会長は野田市長、監事は草加市議会議長と越谷市議会議長である。

#### ⑤予算及び決算について

規約の第10条(総会)に、「本会は、年1回定期総会を開催し、次の事項を審議する。(1) 規約の制定及び改廃に関する事項。(2) 事業計画に関する事項。(3) 収支予算及び決算に関する事項。(4) その他本会の目的達成に必要な重要事項。」と定めている。

平成19年7月の定期総会において平成19年度歳入歳出予算が議決された。そして、平成20年7月に草加市議会議長と越谷市議会議長の監査を受け、同年8月の定期総会において平成19年度歳入歳出決算が議決された。

#### ⑥負担金について

規約の第12条(経費)に、「本会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金その他の収入をもってあてる。2 前項に規定する関係市町の負担すべき額は、会議において決定する。」と定めている。

負担金は、総会において決定され、人口15万人以上の市が10万円、人口

15万人未満の市は8万円、町が6万円となっている。

## (2) 地下鉄8号線延伸建設について

### ①整備計画について

鉄道新線の建設計画は、運輸政策審議会の答申に基づいて決定される。

高速鉄道東京8号線は、現在、地下鉄有楽町線として池袋から新木場間が開業している。平成12年1月の運輸政策審議会答申第18号（以下、「答申第18号」という。）において、東京8号線（有楽町線・地下鉄8号線）の亀有から野田市に至るまでの区間が、目標年次である平成27年までに整備を推進すべき路線として位置づけられた。東京8号線の延伸については、豊洲から押上、四ツ木、亀有を経て野田市に至るルートとなっているが、期成同盟会では、八潮－野田市間の先行整備を目指すこととした。

しかし、野田市から茨城県への延伸については、現在、位置付けがされていない。

### ②進捗状況について

期成同盟会では、平成12年度に「高速鉄道東京8号線事業化に関する基礎調査」を、引き続き平成13・14年度には「高速鉄道東京8号線事業化検討調査」を実施し、具体的にルートを設定した上で、路線計画、建設計画、運行計画を設定し、事業化への条件を整理したところ、一定の条件のもとで地下鉄補助並みの補助が適用されれば、事業採算性が確保される見通しがあるとの結果が得られた。

これを受け、平成15年度の期成同盟会臨時総会において、埼玉県越谷を通る「レイクタウンルート」に一本化することを全会一致で決定した。

先行整備を目指す理由は、東京8号線の都内区間の整備が不透明なこと、及び答申第18号の「今後開業する常磐新線の投資効果が減殺しないよう留意して、着工区間、着工時期等を決定する」との趣旨に沿うためである。

平成17年に、地下鉄補助並みの補助に相当する「都市鉄道利便増進事業費補助制度」が創設された。8号線八潮－野田市間の先行整備は、つくばエクスプレスと東武野田線の間を連絡する新線の建設であり、ネットワーク効果や速達性を高めることができることから、当該補助制度の適用による早期事業化を目指すこととした。

平成19・20年度には、国土交通省鉄道局所管の「都市鉄道整備等基礎調査」の中で、八潮－野田市間の連絡線整備に係る速達性の向上や連絡線沿線を中心とする鉄道不便地域の解消が図られることが確認された。また、八潮駅におけるつくばエクスプレスとの直通運転化により、八潮駅での乗換解消や所要時間の短縮が図られ、より大きな需要規模、影響範囲、利用者便益が期待できることから、効果的な速達性向上施策であると評価された。

上記調査で、「沿線のまちづくりや他の公共事業との連携を図ることにより、事業費の縮減が可能であれば事業性が更に高まるところから今後、関係機関とも連携し、調査において検討した構造形式や施工方法等の深度化を図る必要がある」とまとめられている。

なお、野田市から茨城県南西部方面への延伸については、次の首都圏地域のマスター・プランを策定する交通政策審議会の答申に位置付けられるよう努力している状況である。

以上のことから、期成同盟会としても、8号線の建設実現には、事業費の縮

減を図ることが大きな課題と捉えており、このために8号線とルートが重なる東埼玉道路との併設可能区間について、一体整備が図られるように埼玉県知事、千葉県知事、茨城県知事及び国土交通省に要望している。

### (3) 関係する機関及び大会について

#### ①東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会について

東京直結鉄道建設並びに誘致の促進を図ることを目的とし、関係する商工会議所・商工会（現在は草加商工会議所、越谷市商工会、八潮市商工会、吉川市商工会、松伏町商工会、野田商工会議所、野田市閑宿商工会、常総市商工会、坂東市商工会）の長をもって構成している。昭和61年に設立され、当時は、野田商工会議所、草加市商工会、越谷市商工会、八潮市商工会、三郷市商工会、吉川町商工会、松伏町商工会、閑宿町商工会、岩井市商工会、猿島町商工会、石下町商工会、大穂町商工会、豊里町商工会、筑波町商工会で構成されていた。

主な事業は、国土交通省及び関係機関への陳情、建設並びに誘致促進PRのための事業、建設促進並びに延伸を図るための調査及び研究、東京直結鉄道建設・誘致促進大会総決起大会の開催・支援等である。

毎年、期成同盟会と共に各県知事及び国土交通省への要望活動を実施し、東京直結鉄道建設・誘致促進大会総決起大会も共催している。

#### ②東京直結鉄道建設・誘致促進大会について

東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会傘下の商工会議所・商工会青年部を中心となり実行委員会を設け、毎年、東京直結鉄道建設・誘致促進大会総決起大会を期成同盟会、東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会と共に開催し、都市高速鉄道東京8号線の埼玉県東南部を経て千葉県野田市までの建設促進と野田市以遠への延伸誘致の早期実現を目的とし実施されている。実行委員会が主体となり、企画立案し、鉄道の建設促進・誘致に向けた運動を市民レベルで盛り上げ、継続していくという意味がある。

平成19年度は、平成20年2月24日に、吉川市において、第21回東京・筑波直結鉄道建設・誘致促進大会総決起大会が開催された。

## 2 地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金について

### (1) 常総市における期成同盟会との係わりについて

#### ①期成同盟会に参加する目的について

地下鉄8号線は、茨城県南西地域の活性化を担うために重要な路線であり、本地域から東京へ直結する鉄道の整備は、都内へ通勤・通学する地域住民の足となり、地域の発展に多大に寄与するものと期待されている。

また、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道は、エネルギー不足や地球温暖化対策が重要な課題となっている中、本路線が整備により、当該地域における自家用車の二酸化炭素排出量の削減ばかりでなく、渋滞による経済的損失の軽減にも寄与することと思われる。

以上のことから、本地域に新たな鉄道を誘致するためには、沿線自治体が結束して足並みを揃え誘致活動を行う必要があると考えている。

#### ②常総市における事業への参加状況について

期成同盟会における事業については、近年、幹事会は欠席、定期総会に市長及び随行の職員1名が参加している。各県知事及び国土交通省への要望活動

においては、茨城県知事への要望活動のみ毎年参加している。

(2) 地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金の支出について

①負担金について

常総市を含めた関係市町の負担金については、規約第12条（経費）によつて、総会の決議事項とされ、この規約に基づく総会決議により、常総市の負担金は年間80,000円と定められている。

②予算について

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 企画費、第19節 負担金補助及び交付金の中に地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金80,000円が計上された平成19年度常総市一般会計予算案が、平成19年2月28日常総市議会に提出され、同年3月19日に議決された。

③請求及び支出について

地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金については、期成同盟会の定期大会の終了後、期成同盟会より常総市に請求書が送付され、常総市より期成同盟会に支払っている。

平成19年度は、平成19年8月27日に常総市より期成同盟会に支払っている。

④決算について

予算と同様に第2款 総務費、第1項 総務管理費、第6目 企画費、第19節 負担金補助及び交付金の中に地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金80,000円が計上された平成19年度常総市一般会計決算が、平成20年9月3日常総市議会に提出され、同年9月24日に承認された。

### 3 常総市の補助金について

(1) 常総市補助金等交付規則について

常総市補助金等交付規則には、次のように定められている。

第1条（趣旨）この規則は、法令、条例及び他の規則等に特別の定めのあるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

第2条（定義）この規則で「補助金等」とは、市が交付する次に掲げるものをいう。（1）補助金（2）利子補給金（3）前2号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けないで交付する給付金で市長がこの規則を適用する必要があると認めるもの 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

第3条（関係者の責務）（第1項、省略）2 補助事業者等は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を遂行するよう努めなければならない。（以下、省略）

(2) 元気のみなもと補助金について

①基本的な考え方について

常総市のホームページには、次のように述べられている。

・元気のみなもと補助金 基本的な考え方

常総市では、新たな補助金制度である「常総市元気のみなもと補助金」を導入しています。

この補助金制度の目的は、市民やボランティア団体、N P O、地域団体の自立した活動などを支援し、「新たな市民サービスの担い手」として育成するとともに、創造性、先見性、そして時代の感覚に優れた事業を発掘し、これまでの行政の分野では捉えきれなかった多様なニーズに対応することを目的としています。

「補助金は、市民の税金を活用しています。」

補助金を受けた団体は、このことを踏まえたうえで、人、物、ノウハウなどを蓄えることにより、活動の広がりや工夫をして、その成果が多くの市民に還元されていくことを期待しています。

・元気のみなもと補助金について 制度概要

対象団体 市内に在住、在勤、在学している方で構成され、活動の拠点が市内にある団体を対象とします。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動等を目的とする団体は除きます。(以下、省略)

②元気のみなもと補助金の運用について

常総市のホームページには、次のように述べられている。

・元気のみなもと補助金について 申し込み手続き (4) 元気のみなもと補助金の運用について

補助金の分類 補助金の募集期間 補助金の審査手順 ……等の項目があり、その中で、補助対象外経費の項目で、「以下のものは補助金の充当先として対象外とする。(①、②、③省略) ④飲食費 \*事業と密接に関わるもの、作業時における飲物代を除く(以下、省略)」

#### 4 行政評価について

##### (1) 行政評価システムについて

「平成23年度行政評価システム推進計画」には、次のように定められている。(抜粋)

###### 1 行政評価システムとは

本市の行政評価システムは事務・事業を評価することで問題点を発見し、改善に結び付けることを目指し、実施計画の策定や予算編成における事業採択などの基礎とすることを主眼としています。

その特色は、第1に事務・事業の実施状況や投入した資源(予算や人材)、得られた成果を数値化すること、第2に行政評価の基準となる情報と評価結果をすべて行政評価シートに集約化し、一覧することで誰もが評価結果を理解できるようにすることです。

###### 3 行政評価システム導入の目的・効果

本市における「行政評価システム」導入の目的は、厳しい財政状況の中で市民の満足度向上に寄与する効率的・効果的な行政運営=成果志向の行政運営を実現し、行政改革を推進することです。

###### 4 常総市行政評価システムの流れ

行政評価システム推進計画の作成 ⇒ 推進本部会議(最高決定機関、

本年度の進め方を協議) ⇒ 行政改革推進委員会(作業部会、本年度の進め方の細部を協議) ⇒ 各担当者による評価シートの記入(各課作成依頼) ⇒ ヒアリングの実施(各担当課と企画課) ⇒ 各担当課による評価シートの修正 ⇒ 行政改革推進委員会(クロス評価(他課の事業について評価)の実施) ⇒ 政策幹部会議(評価結果の推進本部(案)等の検討) ⇒ 各担当課による評価シートの修正 ⇒ 市民からの意見収集(行政改革懇談会・パブリックコメント) ⇒ 市民意見を評価シートに反映 ⇒ 推進本部会議(評価シートの確定)・公表 ⇒ 実施計画・予算編成への反映

## 5 行政評価システムの内容

### (1) 推進体制

- ・行政改革推進本部(本部長は市長、副本部長は副市長、本部員は教育長、全部長、全次長及び課長数名)
- ・政策幹部会議(全次長)
- ・行政改革推進委員会(選任された課長補佐及び主査)
- ・行政改革懇談会(委員は任命された市民)

### (2) 評価の対象

一般的な行政評価としては、政策評価、施策評価、事務・事業評価がありますが、常総市行政評価システムでは、事務・事業を対象とします。

### (5) 評価の方法

- ①評価指標 評価の客観性を高めるため、事務・事業ごとに「活動指標」と「経済指標」及び「成果指標」を設定し、各事務・事業の実績や経費および成果を数値で表します。

### (8) 実施計画・予算編成への反映

各評価者による評価結果に加えて、今後の方向性についての所属長や政策幹部会議からの提案を受けて推進本部が決定するとともに、市民から寄せられた意見等を集約した事務事業評価シートを、実施計画策定や予算編成策定の判断材料とし、行政改革の推進に反映するまでが「行政評価システム」となります。

### (2) 「期成同盟会」事業の評価について

平成23年度行政評価(22年度実施事業事後評価)シートにおける「地下鉄8号線誘致促進期成同盟会」の結果は、次のとおりである。(抜粋)

## 6 評価結果

- (1) 活動指標 (2) 経済指標 (3) 成果指標における評価は、担当、所属長、クロス評価、推進本部のすべてが「低い」である。

## 7 評価に関する意見

- ・ 所属長 野田市までの建設促進を図る区間と、これより東の当市を含む誘致促進区間があるが、実現性の薄い同盟会でありいずれ脱退したい意向である。
- ・ クロス評価チーム 今後建設される予定が確実であれば良いが、実現性の薄い同盟会に関与する必要はない。
- ・ 行政改革推進本部  
市民からの意見収集の前 クロス評価チームと同じ意見  
市民からの意見収集の後 野田市以北のルートとして、筑西市・結城

方面から水戸線に連結するルートへ向けての誘致運動の動きがあるので、当市への波及効果も考えられる。よって積極的な関与は行わないものの、協議会の他市町と歩調を合わせ状況をみていく。

#### 8 今後の方向性

##### ・市民からの意見収集の前 休止・廃止

理由及び具体策 同盟会へ参加している県内他市町と歩調を合わせ脱退する。

##### ・市民からの意見収集の後 改善

理由及び具体策 野田市以北のルートとして、筑西市・結城方面から水戸線に連結するルートへ向けての誘致運動の気運も盛り上がり始めており、負担金を下げるなどの交渉をしつつ、協議会の他市町と歩調を合わせ状況をみていく。

#### 9 市民及び行政改革懇談会からの意見

評価シートにもあるように、実現性・当市への影響ともに低いので休止・廃止の方向性で良いと考える。

### 第4 監査の結果

監査した結果、本請求については、下記のとおり理由がないものと認めるので、棄却する。

#### 理由

1 期成同盟会に対する地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金の支出が、違法若しくは不当な公金の支出に該当するかについて

(1) 常総市における当負担金については、第3の2(2)②で述べたとおり、市の所定の手続きを経て、一般会計予算に組み込まれて定例市議会の議決により予算として成立したものであり、さらに、第3の2(2)④で述べたとおり、翌年の定例市議会において決算も承認されている。

また、支出にあたっても、第3の2(2)③で述べたとおり、期成同盟会と常総市の所定の手続きを経て適正に処理がされている。

よって、常総市の期成同盟会に対する地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金の支出については、違法ではないと判断する。

(2) 常総市が期成同盟会に当負担金を支出したことが不当な支出に該当するかどうかを検証したところ、結果は次のとおりである。

負担金には、法令等に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金がある。任意で加入している団体に対する負担金の支出については、その目的が明確であり、かつ公益上の必要性を有しており、さらには行政運営の上でも経済性、効率性及び有効性の観点から適正な支出に努めなければならない。

期成同盟会について検証してみると、第3の1で述べたとおり、期成同盟会は、東京都心から野田市までの地下鉄8号線の建設を促進し、さらにルートを茨城県内へ延伸する誘致活動を目的とした任意の団体である。期成同盟会には、設立当初より規約があり、目的、事業、役員、総会、経費等必要とされる事項が定められている。会員は、野田市を始めとした関係市町の首長及び市町議会の長である。事業については、毎年、定期総会のほか、関係する各県知事と国土交通省への要望活動を実施している。また、期成同盟会を構成する市町の商

工会議所・商工会の長をもって構成される東京直結鉄道建設・誘致促進連絡協議会があり、足並みを揃え共同で要望活動を行っており、東京直結鉄道建設・誘致促進大会総決起大会も毎年、共催している。常総市においては、昭和59年12月合併前の石下町の時に加入し、平成18年に水海道市と石下町が合併し常総市が誕生したときにも、引き続き参加し続けることを決めている。

地下鉄8号線は、現在、地下鉄有楽町線として池袋から新木場間が開業しており、平成12年の運輸政策審議会答申第18号により亀有から野田市に至るまでの区間が平成27年までに整備を推進すべき路線として位置づけられている。地下鉄8号線の延伸については、豊洲から押上、四ツ木、亀有を経て野田市に至るルートとなっているが、期成同盟会では、八潮一野田市間の先行整備を目指すこととしている。しかし、野田市から茨城県への延伸については、現在、位置付けがされていないのが現状である。

これらのことから、野田市までの建設については、実現の可能性をもつている計画であるといえるが、野田市以北の茨城県南西地域への延伸の建設については、実現性は不透明な状態である。しかしながら、東京都心から直結する鉄道が建設されるとなれば、つくばエクスプレスの例を見るまでもなく、経済的効果は絶大であり、関係地域の発展は計り知れないものがある。地域の利便性が高まり、新しい魅力が生まれ、それにより人口が増え、経済活動を進展させ、活力を生み出すことができる。また、市の財政力が増し、その增收分で福祉、文化や教育等まちづくりを充実させることもできる。鉄道の建設は長い年月を経て計画され、実施されるものである。可能性が少ないからとあきらめずに、関係する自治体、近隣自治体、かつ関係経済団体等が協力し、足並みを揃えて誘致活動を継続的に行っていくことは意味があることである。当市としては、昭和59年の合併前の石下町時代から期成同盟会に参加し、平成18年の合併後も引き続き構成する自治体の一員として活動を実施していることから、現時点では、将来を見据えて今後も常総市のひとつの施策として期成同盟会に参加し、近隣の自治体と歩調を合わせ協力のもと地下鉄8号線が茨城県南西地域まで延伸し建設されるよう誘致促進活動を続ける方針であると推察する。

以上のことより、期成同盟会が明確な目的を持ち、公益上の必要性を有している団体であり、有効な事業を実施していることから、常総市からの当負担金の支出が不当な公金の支出には該当しないと判断する。

2 上述のとおり、本請求については、違法若しくは不当な公金の支出に該当しないことから棄却されるべきであるが、念のため、地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金として支出された金が常総市補助金等交付規則に基づいて支出されるべきかについても言及する。

(1) 期成同盟会における収支は、当市とは別個の団体における収支であることから、第1の5で述べたとおり、当市においての住民監査請求の対象外である。

しかしながら、請求人は、常総市から期成同盟会に支出した負担金が常総市からの公金であることから、期成同盟会における支出についても常総市補助金等交付規則に基づいて実施すべきであると主張する。このことについて検証したところ、結果は次のとおりである。

まず、補助金と負担金の違いについてである。補助金とは、広義には、国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体

若しくは民間に対し、交付される現金的給付をいう。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に對価なくして支出するものである。

それに対して、負担金とは、一定の事業について特別の利害関係を有する者に、その事業の施行に要する経費の全部又は一部を、その事業の施行による受益の程度に応じて国、地方公共団体等が課する金銭的給付をいう。法令上に定められて支出する負担金と任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合がある。

これを本件についてみれば、第3の1で述べたとおり、期成同盟会への支出金は、特定の目的を持つ複数の地方公共団体の長等により構成された任意の団体であることから、明らかに任意団体における負担金に類するものである。よって、地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金として支出された金は、常総市補助金等交付規則に基づいて支出されるべき補助金には該当しないと判断する。

なお、補助金を地方公共団体が支出するに当たっては規則、要綱、規定等を作成し、手続きを明確にすることによって地方公共団体の公金の支出が杜撰になるのを防いでいるのが普通である。国においては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が制定されており、当市においても、同様に「常総市補助金等交付規則」、「元気のみなもと補助金 運用について」を定めているわけである。

(2) さらに、期成同盟会による定期総会時等における飲食費が高額であり、違法、不当な支出になると請求人が主張することについて検証する。

食糧費による接遇を兼ねた会食の場合、その接遇の内容、つまりどのような飲食を供するかは、会合の内容等に応じて社会常識的な飲食であるか、社会通念上許される範囲を逸脱していないかを判断すべきである。しかし、前にも述べたが、常総市は期成同盟会の一員であることから、それらの行為については支出権者である期成同盟会が判断することである。

3 さらに、常総市で実施している行政評価において、期成同盟会の事業が職員、所属長、市民ともに否定的であることから、漫然と続いていること自体、不適切な支出であると、請求人が主張することについて検証する。

当市の行政評価システム推進計画は、厳しい財政状況の中、事業の効果や効率性を十分検討して、既存の事務・事業の徹底した改善見直しを行い、施策の選択や重点化を図る必要から作成したものである。当システムは、行政の諸活動の成果や効率性などを、一定の基準、視点にしたがって数値で示し、目標値に対する達成状況の水準を評価して、その結果を改善に結び付ける手法を実施している。特徴的な点として、評価結果を市民に公表して意見を募ること、担当者及び担当課以外の職員が評価するクロス評価を行うこと等があげられる。

これを本件についてみれば、第3の4で述べたとおり、期成同盟会についての評価は、府内の職員の段階では低いものである。「市民からの意見収集」前までの今後の方向性は「休止・廃止」で、理由及び具体策は「脱退する。」の評価である。しかし、市長を交えた最終的な推進本部の評価においては、今後の方向性が「改善」になり、理由及び具体策は「協議会の他市町と歩調を合わせ状況をみ

ていく。」と変更されている。以上のように、期成同盟会の行政評価については、効率性の面から、けっして高いものでない結論になっている。

しかしながら、期成同盟会については、第4の1（2）でも述べたが、合併して常総市になる前の石下町の時代から加盟し、合併後も引き続き活動している事業である。行政評価では低い結果となつたが、現時点では、地下鉄8号線が茨城県南西地域まで延伸されたときの経済発展等を見据え、今後も近隣の自治体と歩調を合わせ期成同盟会に参加し、関係各機関と協力のもと誘致促進活動を続けることが当市にとって有効であると判断したものであると推察する。

また、第3の4（1）で述べたとおり、当市の行政評価システムは、事務事業評価シートを市の実施計画策定や予算編成策定の判断材料として、行政改革の推進に反映させるまでである。つまり、行政評価システムは、市の施策の方針を決定する制度ではなく、行政改革推進のひとつの判断資料としての位置づけである。

以上のことから、行政評価が低い結果であるからといって、ただちに期成同盟会を脱退すべきであるとはいはず、また、地下鉄8号線誘致促進期成同盟会負担金についても不適切な支出ではないと判断する。